

四日市市告示 第378号

地方自治法施行令（昭和22年政令代16号）第158条第1項の規定により、手数料の徴収等の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年6月1日

四日市市長 森 智広

1 徴収等の事務を委託する手数料

四日市市病児保育事業関係手数料条例（平成28年四日市市条例第7号）に規定する病児保育サービス利用手数料

2 徴収等の事務を行うもの

名称 桜花台こどもクリニック 院長 水谷 健一

所在地 四日市市桜花台一丁目35番地4

3 委託期間

平成29年6月1日から平成30年3月31日まで

（こども未来部こども未来課）